

人工種苗生産技術による水産養殖製品の生産行程 についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）が行う人工種苗生産技術による水産養殖製品の生産行程についての検査方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 0005 人工種苗生産技術による水産養殖製品

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、**JAS 0005**による。

4 生産行程についての検査

生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が生産ロットごとに、**箇条 5**、**箇条 6** 又は**箇条 7** に掲げる事項の記録（以下“管理記録”という。）を適切に作成・保管し、当該管理記録に基づき次に掲げる事項について確認することによって行わなければならない。

- 当該生産行程に係る管理記録が当該生産ロットに係るものであること。
- 当該生産ロットに係る生産方法が、人工種苗にあつては**JAS 0005**の**箇条 4** に、養殖魚にあつては**JAS 0005**の**4.1** 及び**4.3～4.5** に、加工品にあつては**JAS 0005**の**4.1** 及び**4.5** に適合するものであること。

5 人工種苗の管理記録

人工種苗の管理記録の事項を次に示す。ただし、**b)**にあつては採卵又は受精を行う場合、**c)**にあつてはふ化を行う場合、**d)**及び**e)**にあつては人工種苗の組織小片又は魚体を保管する場合、**f)～h)**にあつては人工種苗を受け入れた場合に限る。

- 人工種苗生産施設の名称及び住所
- 採卵、受精方法及び受精年月日
- ふ化年月日
- 親魚個体又は親魚群の識別情報
- 保管した組織小片又は魚体の情報
- 出荷元の名称及び住所
- 人工種苗の受入年月日及び受入個数又は尾数
- JAS 0005** に基づき格付された人工種苗の格付の表示の有無
- 魚種

- j) 人工種苗に係る飼料等に関する情報
- k) 時系列に沿った増減個数又は尾数
- l) 出荷年月日
- m) 出荷個数若しくは尾数又は出荷重量
- n) 出荷先の情報

6 養殖魚の管理記録

養殖魚の管理記録の事項を次に示す。

- a) 出荷元の名称及び住所
- b) 人工種苗又は養殖魚の受入年月日及び受入尾数
- c) **JAS 0005** に基づき格付された人工種苗又は養殖魚の格付の表示の有無
- d) 養殖魚に係る飼料等に関する情報
- e) 時系列に沿った増減尾数
- f) 出荷年月日
- g) 出荷尾数又は出荷重量
- h) 出荷先の情報

7 加工品の管理記録

加工品の管理記録の事項を次に示す。

- a) 出荷元の名称及び住所
- b) 養殖魚又は加工品の受入年月日及び受入尾数又は個数
- c) **JAS 0005** に基づき格付された養殖魚又は加工品の格付の表示の有無
- d) 出荷形状（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー等）
- e) 出荷年月日
- f) 出荷尾数若しくは個数又は出荷重量
- g) 出荷先の情報

制定等の履歴

制 定 平成30年12月28日農林水産省告示第2818号

最終改正 令和6年11月25日農林水産省告示第2162号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和6年11月25日農林水産省告示第2162号
令和6年12月25日から施行する。